

国民健康保険税の税率等を改定

国民健康保険(以下「国保」)制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国および都、市からの負担金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度です。

国保は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い等の課題を抱え、厳しい財政状況となっています。

このことから、安定した国保財政運営を継続していくため、令和2年度国保税の税率および課税限度額を改定することとなりました。

また、併せて課税限度額の引き上げ、低

所得世帯に対する軽減措置の拡充を実施します。

被保険者の皆さんにはご負担をお願いすることとなりますが、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、令和2年度国保税納税通知書は、7月中旬に送付します。

計算方法等詳細については、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

☎保険年金課国民健康保険係 (☎042-387-9832)

令和2年度国保税 税率等改定内容

区分	令和元年度	令和2年度	備考
医療分	所得割	5.55%	5.75%
	均等割		26,000円
	課税限度額	610,000円	630,000円
後期高齢者支援分	所得割		2.05%
	均等割		13,000円
	課税限度額		190,000円
介護分(40～64歳の方)	所得割		2.00%
	均等割		15,000円
	課税限度額	160,000円	170,000円
軽減措置※	7割	33万円以下の世帯	
	5割	33万円+(28万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)以下の世帯	33万円+(28万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)以下の世帯
	2割	33万円+(51万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)以下の世帯	33万円+(52万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数)以下の世帯
		※ 軽減措置においては、世帯内の国保加入者(国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む)全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します	

後期高齢者医療制度 交通事故などに 遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができません。

この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時的に替えた後、加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故(自損事故

含む)に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口へ必ず届け出てください。必要な書類(被害届等)は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出てください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください

☎都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター (☎0570-086-519)、市保険年金課高齢者医療係 (☎042-387-9834)

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針(第2弾)

市では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、市民生活を守るため、4月24日に、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針(第1弾)」を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取り組みを進めているところです。市民生活への深刻な影響の長期化に迅速に対応するため、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針(第2弾)」を示し、市議会の皆様のご理解を得ながら、新たな対応策に取り組んでいきます。

第2弾以降についても、引き続き、各施策の具現化を図りつつ、必要な支援を拡充するためにさらなる取り組みを検討します。

詳細につきましては、市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

☎市新型コロナウイルス感染症対策本部(新型コロナウイルス感染症関係コールセンター)(☎042-383-1970 FAX 042-383-5020)

※午前9時～午後5時、土曜・日曜・祝日を除く)



1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた情報提供を行います。

- ①発熱外来・PCR検査センターの整備
- ②医療機関および福祉施設におけるマスク等の調達支援
- ③集団健診の個別健診化
- ④施設の利用中止およびイベントの延期・中止
- ⑤市内公園における感染防止
- ⑥各種手続きの郵送対応、各種相談の電話対応の推進
- ⑦東京都知事選挙における感染症予防対策
- ⑧わかりやすくスピーディな情報提供

2 くらしを守る

感染症の拡大が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取り組みを迅速に進めます。

- ①特別定額給付金の迅速な支給
- ②子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な支給
- ③子育て世帯等への支援
- ④保育施設および学童保育所における保育の確保
- ⑤市立小・中学校における学習課題の送付、インターネット等を活用した家庭学習の支援
- ⑥児童・生徒の心のケアの充実

- ⑦生活困窮者への住居確保給付金の要件緩和
- ⑧高齢者世帯への支援
- ⑨障がいのある方への支援
- ⑩DV、児童および高齢者等への虐待防止のための相談窓口の充実
- ⑪市税、国民健康保険税、下水道使用料等の支払猶予および減免
- ⑫国民健康保険等における傷病手当金の支給
- ⑬自転車駐車場定期利用者への支援策

3 地域を守る

地域を支える市内事業者および市と協働事業を行う事業者に対して、経営継続に向けた支援を行います。

- ①融資相談専用窓口の開設
- ②市内事業者の資金繰りの支援
- ③雇用に関する支援
- ④地域のニーズを踏まえた飲食店への支援
- ⑤障がい者、高齢者、子育て支援等の協働事業者への支援

4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国および東京都の支援策を活用します。

- ①業務継続体制の確保
- ②市職員、窓口等における感染防止
- ③国および東京都の支援策の活用